

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年2月19日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の内容 ※	【予防接種事業に関する事務】 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・県への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、同法第27条の2に基づく「住民接種」及び同法第28条に基づく「特定接種」の実施に関する事務を行う。 上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表(第9条関係)の14の項及び126の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)	
②システムの機能	・対象者抽出機能: 予防接種対象者を抽出するもの。 ・予防接種入力機能: 個人の予防接種の情報を入力するもの。 ・予防接種情報取込機能: 予防接種のパンチデータを取込するもの。 ・予防接種照会機能: 接種別や全接種の履歴を照会するもの。 ・予診票出力機能: 転入者等の予診票を印刷するもの。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (	[○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

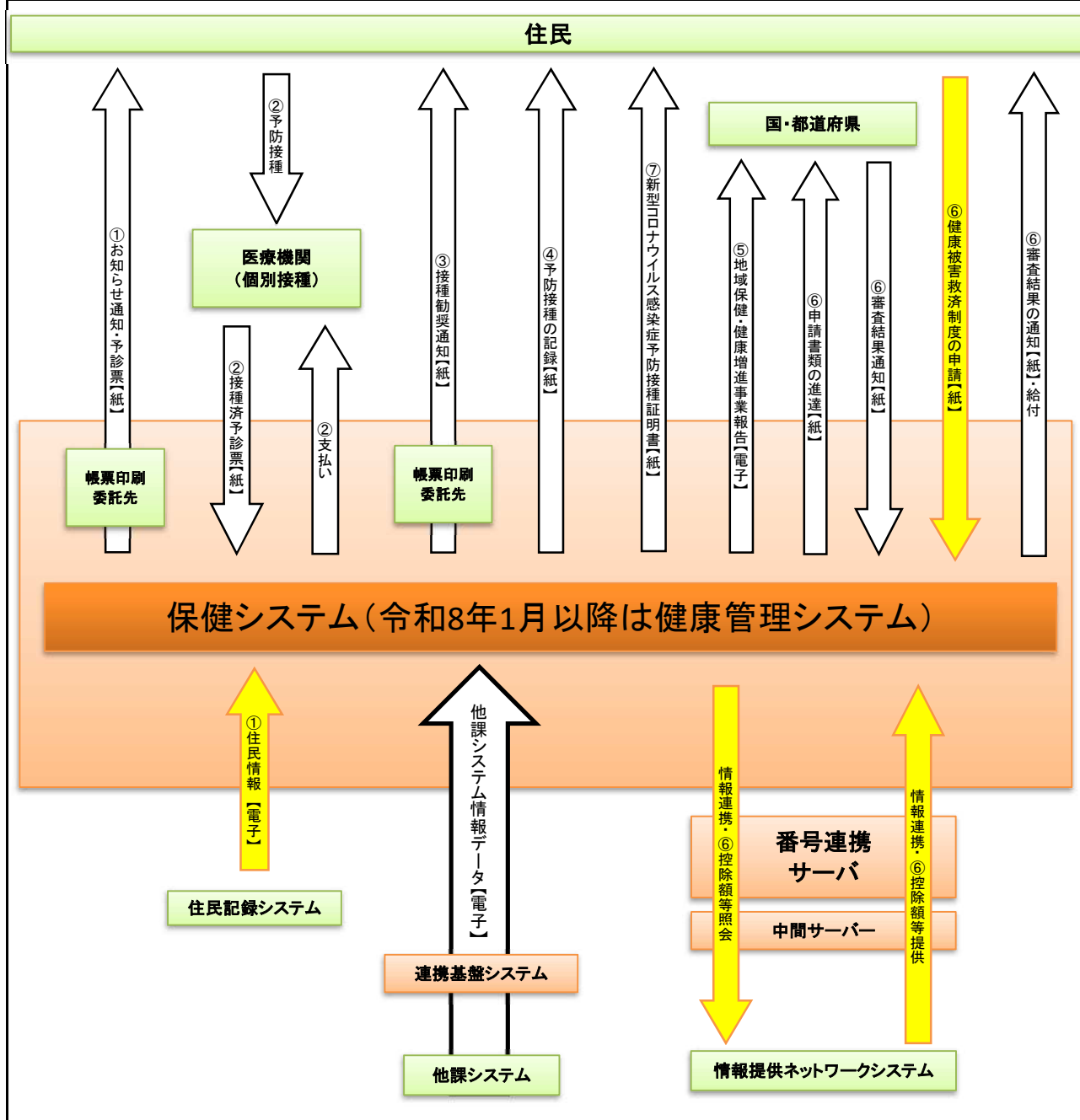
システム2～5

システム2

①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	①符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理するもの。 ②情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供の受領（照会した情報の受領）を行うもの。 ③情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行うもの。 ④各事務システム接続機能：中間サーバと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携を行うもの。 ⑤情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理するもの。 ⑥情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理するもの。 ⑦データ送受信機能：中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行うもの。 ⑧セキュリティ管理機能：セキュリティを管理するもの。 ⑨職員承認・権限管理機能：中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行うもの。 ⑩システム管理機能：バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行うもの。 ⑪お知らせ機能：お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、お知らせ情報取消を行うもの。 ⑫自己情報提供機能：自己情報提供状況及び提供内容の確認を行うもの。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☒ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☐ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☒ 宛名システム等</td> <td>☐ 税務システム</td> </tr> <tr> <td>☐ その他（</td> <td>）</td> </tr> </table>	☒ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☒ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他（	）
☒ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☒ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他（	）								

システム3	
①システムの名称	番号連携サーバ
②システムの機能	①宛名管理機能：既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBIに反映を行うもの。 ②統合宛名番号の付番機能：個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行うもの。 ③符号要求機能：個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行うもの。中間サーバから返却された処理通番は、住基GWへ送信する。 ④情報提供機能：各業務で管理している番号法別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバへ情報提供を行うもの。 ⑤情報照会機能：中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行うもの。 ⑥お知らせ機能：各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバへ送信するもの。中間サーバよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信するもの。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバへ送信するもの。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 （番号連携サーバを利用する全てのシステム）)
システム4	
①システムの名称	連携基盤システム（庁内連携システム）
②システムの機能	① Web 連携機能（同期連携／非同期連携）：SOAP/Web サービスを用いてデータ連携を行うもの。 ② ファイル連携機能（送受信／通知）：FTPによりファイル送受信を行うもの。 ③ データベース連携機能：JDBC/ODBCにより共通データベースへ、データを書込・取得するもの。 ④ 日本語資源管理機能：外字の管理・配信する作業を行うもの。 ⑤ 印刷基盤 ⑥ 共通認証基盤 ⑦ ファイルサーバ
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 （番号連携サーバを利用する全てのシステム）)
システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）
②システムの機能	令和6年9月30日時点で当市がVRSにおいて管理していた新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録を、当該管理されていた状態のまま保管する機能とし、VRSにおいて論理的に区分された当市の領域において保管される(保管のみで10月1日以降、VRSにアクセスすることはできない)。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （)

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴等を正確に把握し、適正な管理を行うために用いる。
②実現が期待されるメリット	個人番号により、個人を特定し適正な予防接種履歴の管理が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表の14の項、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表主務省令」という。）第10条、第67条の2
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【予防接種事業に関する事務】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「法十九条第八号主務省令」という。） （情報照会の根拠） ・法十九条第八号主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 （情報提供の根拠） ・法十九条第八号主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、153の項、154の項、第27条、第28条、第30条、第155条、156条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生局保健所感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
8. 他の評価実施機関	
—	



(備考)

【凡例】



個人番号を含む情報の流れ

個人番号を含まない情報の流れ

①予防接種書類発送事務

・住民記録システムより予防接種対象者を抽出し、お知らせ及び予診票を発送する。

②予防接種情報の管理事務

・予防接種委託医療機関から提出された予診票を、対象者であるか特定し、データを入力および集計後、各医師会を通じて医療機関あてに委託料を支払う。

③接種勧奨事務

・予防接種未完了者に個別勧奨を行う。

④予防接種記録の提供

・住民からの依頼により接種記録を提供する。

⑤統計事務

・国および都道府県に、接種人数等の統計を報告する。

⑥健康被害救済制度の控除額確認等事務

・健康被害救済制度の給付金額を決定するため、控除額の確認等を行う。

⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書

・住民からの依頼により新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種事業情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その必要性	市で実施する予防接種情報を適正に管理する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	①個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、予防票に記入された情報と突合するために保有、また接種勧奨に使用するために保有 ③健康・医療関係情報:予防接種履歴管理および接種勧奨を適正に行うために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	保健衛生局保健所感染症対策課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報及び連絡先等情報については、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。 ・業務関係情報である予防接種情報については、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予診票を受領し入手する。 ・健康被害救済制度の給付申請の都度	
④入手に係る妥当性	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報については、番号法第14条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされているため、予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手する必要がある。 ・連絡先等情報については、正確な本人特定のため、予診票に記載された情報と突合するため、また、接種勧奨に使用するために取得する必要がある。 ・業務関係情報である予防接種情報については、予防接種法施行規則第3条第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同条第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。 ・健康被害救済制度の給付が申請された場合のみ入手する。(番号法第9条) ・公金受取口座情報は、健康被害救済制度の給付申請の都度、本人による利用申請があった場合のみ入手する。	
⑤本人への明示	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報については、番号法第14条において本人又は他の個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとされている。 ・連絡先等情報については、医療機関で接種を受ける前に、住民票住所の印字がある本人確認証を提示、またその住所を予診票に記載するよう、お知らせ等に示している。 ・予防接種情報については、予診票に、同票の提出の本人又は保護者による同意欄を設けている。 ・健康被害救済制度に係る情報については、番号法別表の14の項に規定されており、また、請求書に同意欄を設けている。	
⑥使用目的 ※	予防接種事務に関する対象者の特定及び予防接種履歴の管理、勧奨、または健康被害者に対する給付金支給。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健所感染症対策課、西区役所保健センター、北区役所保健センター、大宮区役所保健センター、見沼区役所保健センター、中央区役所保健センター、桜区役所保健センター、浦和区役所保健センター、南区役所保健センター、緑区役所保健センター、岩槻区役所保健センター
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		【予防接種事業に関する事務】 ・予防接種情報の管理事務 予防接種委託医療機関から提出された予診票を、対象者であるか特定し、適切な予防接種事業の運営を図る。 ・接種勧奨事務 予防接種についての情報を個別勧奨を通して、お知らせする。 ・健康被害救済制度の事務 健康被害救済制度の請求者に控除が必要な給付の受け取りがあるか等の確認を行う。
	情報の突合 ※	【予防接種事業に関する事務】 予診票に記入された整理番号、住所、氏名、生年月日等と突合し、接種対象者かどうか確認する。
	情報の統計分析 ※	【予防接種事業に関する事務】 個人番号を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種対象者であるかの決定を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (7) 件	
委託事項1	保健システムの運用保守業務	
①委託内容	保健システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
その妥当性	保健システムの運用保守において、データバックアップ等を行うにあたり、予防接種事業情報ファイルを取扱う必要があるため	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
	⑨再委託事項	システムパッケージ著作権に係る部分

委託事項2		データセンターに関する管理業務					
①委託内容		データセンターにおいて、セキュリティ管理機器・環境監視機器等を設置・稼働の管理、入退室管理、 データバックアップ (データセンター事業者は、ファイル操作は行わないため、②及び③は対象外)					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部				
	対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
	対象となる本人の範囲 ※						
	その妥当性						
③委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()					
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。					
⑥委託先名		AGS株式会社					
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない				
	⑧再委託の許諾方法						
	⑨再委託事項						

委託事項3		保健システムのシステム運用	
①委託内容		保健システム等のジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	保健システムの運用保守において、データバックアップ等を行うにあたり、予防接種事業情報ファイルを取扱う必要があるため	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	
⑥委託先名		AGS株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守
①委託内容		統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	統合基盤システムの運用保守において、データバックアップ等を行うにあたり、予防接種事業情報ファイルを取扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供しない)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
	⑨再委託事項	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等

委託事項5		統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守	
①委託内容		統合基盤システムシステムのハードウェア保守作業 等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	統合基盤システムの運用保守において、データバックアップ等を行うにあたり、予防接種事業情報ファイルを取扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供しない)	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	
⑥委託先名		株式会社日立システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項6		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN回線を用いた提供(令和6年10月1日以降は行わない))
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		標準準拠健康管理システム構築・運用保守業務
①委託内容		現行システムから標準準拠健康管理システムへのデータ移行、標準準拠健康管理システム本稼働後の運用保守等
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	システムの構築・運用保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 特定個人情報ファイルの提供はしていないが、必要に応じて本市指定の ） 保守作業場所にて、システムの直接操作を認めている。）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名		構築業務：富士通Japan株式会社 運用保守業務：委託先事業者未定（今後調達予定）
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」（必要に応じて体制図等を添付する。）を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
	⑨再委託事項	システムパッケージ著作権に係る部分

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜さいたま市における措置＞ ・24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理 ICカード＋静脈認証による入退管理、入館申請・作業内容確認 ・不正持込・持出防止、台帳による媒体管理 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> [定められていない]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	予防接種においては、過去の接種履歴が重要であるため、当分の間消去はしない。											
③消去方法		＜さいたま市における措置＞ ・5年経過後のデータに対するアクセスを制限している。 ・機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙参照

【別紙】特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種事業に関する事務>

項目	テーブル名	項目名
1	住民基本台帳	整理番号
2	住民基本台帳	カナ氏名
3	住民基本台帳	カナ氏名略
4	住民基本台帳	漢字氏名
5	住民基本台帳	生年月日
6	住民基本台帳	性別
7	住民基本台帳	町番号
8	住民基本台帳	行政区番号
9	住民基本台帳	番地
10	住民基本台帳	枝番
11	住民基本台帳	小枝
12	住民基本台帳	郵便番号
13	住民基本台帳	集配局
14	住民基本台帳	住所
15	住民基本台帳	方書
16	住民基本台帳	小学校区
17	住民基本台帳	中学校区
18	住民基本台帳	続柄1
19	住民基本台帳	続柄2
20	住民基本台帳	続柄3
21	住民基本台帳	続柄4
22	住民基本台帳	世帯番号
23	住民基本台帳	世帯主カナ氏名
24	住民基本台帳	世帯主漢字氏名
25	住民基本台帳	取消区分
26	住民基本台帳	住登外区分
27	住民基本台帳	宛名種別
28	住民基本台帳	外国人フラグ
29	住民基本台帳	外国人国籍
30	住民基本台帳	住民となった日
31	住民基本台帳	住民でなくなった日
32	住民基本台帳	最新異動区分
33	住民基本台帳	最新異動日
34	住民基本台帳	最新異動届出日
35	住民基本台帳	住民異動区分
36	住民基本台帳	住民異動日
37	住民基本台帳	転入前住所
38	住民基本台帳	転入前方書
39	住民基本台帳	転出後住所
40	住民基本台帳	転出後方書
41	住民基本台帳	電話番号
42	住民基本台帳	FAX番号
43	住民基本台帳	携帯番号
44	住民基本台帳	メールアドレス
45	住民基本台帳	補記論理和
46	住民基本台帳	送付除外論理和
47	住民基本台帳	個人課税区分
48	住民基本台帳	世帯課税区分
49	住民基本台帳	住基閲覧注意
50	住民基本台帳	区区分
51	住民基本台帳	通称名区分
52	住民基本台帳	受診券発行除外

53	住民基本台帳	送付先区分
54	住民基本台帳	勸奨除外区分
55	予防接種	整理番号
56	予防接種	接種名称区分
57	予防接種	期回数区分
58	予防接種	履歴番号
59	予防接種	年度
60	予防接種	事業予定連番
61	予防接種	接種日
62	予防接種	実施時間
63	予防接種	会場区分
64	予防接種	会場区分その他
65	予防接種	接種種別区分
66	予防接種	登録日
67	予防接種	接種医療機関番号
68	予防接種	接種医療機関番号その他
69	予防接種	接種区分
70	予防接種	Lot番号
71	予防接種	接種量
72	予防接種	印刷区分
73	予防接種	印刷日
74	予防接種	発送日
75	予防接種	予診理由区分
76	予防接種	接種補足区分
77	予防接種	予診票再発行フラグ
78	予防接種	予診票再発行枚数
79	予防接種	予診票再発行日
80	予防接種	依頼書印刷区分
81	予防接種	依頼書印刷日
82	予防接種	証明書印刷区分
83	予防接種	証明書印刷日
84	予防接種	ワクチンメーカー区分
85	予防接種	備考
86	予防接種	支払対象外フラグ
87	予防接種	予診番号
88	予防接種	警告内容
89	予防接種	登録支所区分
90	予防接種	抽出日
91	予防接種	抽出時郵便番号
92	予防接種	抽出時住所
93	予防接種	抽出時方書
94	予防接種	抽出時行政区番号
95	予防接種	抽出時漢字氏名
96	予防接種	抽出時カナ氏名
97	予防接種	抽出時補記論理和
98	予防接種	抽出時生保区分
99	予防接種	抽出キー
100	予防接種	抽出フラグ
101	予防接種	印刷連番
102	予防接種	抽出時居住区
103	予防接種	予診票番号
104	予防接種	予診票無効フラグ

105	予防接種	請求年月
106	予防接種	経過措置
107	予防接種	予診票発行部署
108	予防接種	接種日年齢
109	予防接種	相互乗入用年齢
110	予防接種	償還区分
111	予防接種	自治体名
112	予防接種	医療機関名
113	予防接種	接種医名
114	予防接種	起案接頭文
115	予防接種	起案番号
116	予防接種	発行日
117	予防接種	理由
118	予防接種	A類交付助成金対象日付
119	予防接種	滞在先郵便番号
120	予防接種	滞在先住所
121	予防接種	滞在先方書
122	予防接種	滞在先世帯主名
123	予防接種	備考
124	予防接種	担当者名
125	予防接種	償還払い
126	予防接種	返送
127	予防接種	返送備考
128	予防接種	医師会区分
129	予防接種	長期療養
130	予防接種	特別な事情がなくなった日
131	予防接種	電話番号
132	予防接種	小学校コード
133	予防接種	中学校コード
134	予防接種	ツ反結果コード
135	予防接種	反応状態コード
136	予防接種	長径
137	高齢者肺炎球菌	整理番号
138	高齢者肺炎球菌	履歴番号
139	高齢者肺炎球菌	接種名称区分
140	高齢者肺炎球菌	期回数区分
141	高齢者肺炎球菌	年度
142	高齢者肺炎球菌	接種日
143	高齢者肺炎球菌	登録日
144	高齢者肺炎球菌	負担金区分
145	高齢者肺炎球菌	接種医療機関番号
146	高齢者肺炎球菌	接種医療機関番号その他
147	高齢者肺炎球菌	接種区分
148	高齢者肺炎球菌	Lot番号
149	高齢者肺炎球菌	接種量
150	高齢者肺炎球菌	印刷区分
151	高齢者肺炎球菌	印刷日
152	高齢者肺炎球菌	発送日
153	高齢者肺炎球菌	予診理由区分
154	高齢者肺炎球菌	接種補足区分
155	高齢者肺炎球菌	予診票再印刷フラグ
156	高齢者肺炎球菌	予診票再印刷枚数

157	高齢者肺炎球菌	予診票再印刷日
158	高齢者肺炎球菌	依頼書印刷区分
159	高齢者肺炎球菌	依頼書印刷日
160	高齢者肺炎球菌	証明書印刷区分
161	高齢者肺炎球菌	証明書印刷日
162	高齢者肺炎球菌	ワクチンメーカー区分
163	高齢者肺炎球菌	支払対象外フラグ
164	高齢者肺炎球菌	請求年月
165	高齢者肺炎球菌	登録支所区分
166	高齢者肺炎球菌	印刷連番
167	高齢者肺炎球菌	予診票番号
168	高齢者肺炎球菌	警告内容
169	高齢者肺炎球菌	予診票発行部署
170	高齢者肺炎球菌	備考
171	高齢者肺炎球菌	償還区分
172	高齢者肺炎球菌	自治体名
173	高齢者肺炎球菌	医療機関名
174	高齢者肺炎球菌	接種医名
175	高齢者肺炎球菌	起案接頭文
176	高齢者肺炎球菌	起案番号
177	高齢者肺炎球菌	発行日
178	高齢者肺炎球菌	理由
179	高齢者肺炎球菌	滞在先郵便番号
180	高齢者肺炎球菌	滞在先住所
181	高齢者肺炎球菌	滞在先方書
182	高齢者肺炎球菌	滞在先世帯主名
183	高齢者肺炎球菌	備考
184	高齢者肺炎球菌	担当者名
185	高齢者肺炎球菌	償還払い
186	高齢者肺炎球菌	返送
187	高齢者肺炎球菌	返送備考
188	高齢者肺炎球菌	無料券交付日
189	高齢者肺炎球菌	医師会区分
190	高齢者肺炎球菌	長期療養
191	高齢者肺炎球菌	特別な事情がなくなった日
192	高齢者肺炎球菌	電話番号
193	高齢者肺炎球菌	集団
194	高齢者インフルエンザ	整理番号
195	高齢者インフルエンザ	履歴番号
196	高齢者インフルエンザ	接種名称区分
197	高齢者インフルエンザ	期回数区分
198	高齢者インフルエンザ	年度
199	高齢者インフルエンザ	接種日
200	高齢者インフルエンザ	登録日
201	高齢者インフルエンザ	負担金区分
202	高齢者インフルエンザ	接種医療機関番号
203	高齢者インフルエンザ	接種医療機関番号その他
204	高齢者インフルエンザ	接種区分
205	高齢者インフルエンザ	Lot番号
206	高齢者インフルエンザ	接種量
207	高齢者インフルエンザ	印刷区分
208	高齢者インフルエンザ	印刷日

209	高齢者インフルエンザ	発送日
210	高齢者インフルエンザ	予診理由区分
211	高齢者インフルエンザ	接種補足区分
212	高齢者インフルエンザ	予診票再印刷フラグ
213	高齢者インフルエンザ	予診票再印刷枚数
214	高齢者インフルエンザ	予診票再印刷日
215	高齢者インフルエンザ	依頼書印刷区分
216	高齢者インフルエンザ	依頼書印刷日
217	高齢者インフルエンザ	証明書印刷区分
218	高齢者インフルエンザ	証明書印刷日
219	高齢者インフルエンザ	ワクチンメーカー区分
220	高齢者インフルエンザ	支払対象外フラグ
221	高齢者インフルエンザ	請求年月
222	高齢者インフルエンザ	登録支所区分
223	高齢者インフルエンザ	印刷連番
224	高齢者インフルエンザ	予診票番号
225	高齢者インフルエンザ	警告内容
226	高齢者インフルエンザ	予診票発行部署
227	高齢者インフルエンザ	備考
228	高齢者インフルエンザ	償還区分
229	高齢者インフルエンザ	自治体名
230	高齢者インフルエンザ	医療機関名
231	高齢者インフルエンザ	接種医名
232	高齢者インフルエンザ	起案接頭文
233	高齢者インフルエンザ	起案番号
234	高齢者インフルエンザ	発行日
235	高齢者インフルエンザ	理由
236	高齢者インフルエンザ	滞在先郵便番号
237	高齢者インフルエンザ	滞在先住所
238	高齢者インフルエンザ	滞在先方書
239	高齢者インフルエンザ	滞在先世帯主名
240	高齢者インフルエンザ	備考
241	高齢者インフルエンザ	担当者名
242	高齢者インフルエンザ	償還払い
243	高齢者インフルエンザ	返送
244	高齢者インフルエンザ	返送備考
245	高齢者インフルエンザ	無料券交付日
246	高齢者インフルエンザ	医師会区分
247	高齢者インフルエンザ	電話番号
248	高齢者インフルエンザ	集団
249	高齢者新型コロナ	整理番号
250	高齢者新型コロナ	履歴番号
251	高齢者新型コロナ	接種名称区分
252	高齢者新型コロナ	期回数区分
253	高齢者新型コロナ	年度
254	高齢者新型コロナ	接種日
255	高齢者新型コロナ	登録日
256	高齢者新型コロナ	負担金区分
257	高齢者新型コロナ	接種医療機関番号
258	高齢者新型コロナ	接種医療機関番号その他
259	高齢者新型コロナ	接種区分
260	高齢者新型コロナ	Lot番号

261	高齢者新型コロナ	接種量
262	高齢者新型コロナ	印刷区分
263	高齢者新型コロナ	印刷日
264	高齢者新型コロナ	発送日
265	高齢者新型コロナ	予診理由区分
266	高齢者新型コロナ	接種補足区分
267	高齢者新型コロナ	予診票再印刷フラグ
268	高齢者新型コロナ	予診票再印刷枚数
269	高齢者新型コロナ	予診票再印刷日
270	高齢者新型コロナ	依頼書印刷区分
271	高齢者新型コロナ	依頼書印刷日
272	高齢者新型コロナ	証明書印刷区分
273	高齢者新型コロナ	証明書印刷日
274	高齢者新型コロナ	ワクチンメーカー区分
275	高齢者新型コロナ	支払対象外フラグ
276	高齢者新型コロナ	請求年月
277	高齢者新型コロナ	登録支所区分
278	高齢者新型コロナ	印刷連番
279	高齢者新型コロナ	予診票番号
280	高齢者新型コロナ	警告内容
281	高齢者新型コロナ	予診票発行部署
282	高齢者新型コロナ	備考
283	高齢者新型コロナ	償還区分
284	高齢者新型コロナ	自治体名
285	高齢者新型コロナ	医療機関名
286	高齢者新型コロナ	接種医名
287	高齢者新型コロナ	起案接頭文
288	高齢者新型コロナ	起案番号
289	高齢者新型コロナ	発行日
290	高齢者新型コロナ	理由
291	高齢者新型コロナ	滞在先郵便番号
292	高齢者新型コロナ	滞在先住所
293	高齢者新型コロナ	滞在先方書
294	高齢者新型コロナ	滞在先世帯主名
295	高齢者新型コロナ	備考
296	高齢者新型コロナ	担当者名
297	高齢者新型コロナ	償還払い
298	高齢者新型コロナ	返送
299	高齢者新型コロナ	返送備考
300	高齢者新型コロナ	無料券交付日
301	高齢者新型コロナ	医師会区分
302	高齢者新型コロナ	電話番号
303	高齢者新型コロナ	集団

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>

項目	項目名
1	個人番号
2	宛名番号
3	自治体コード
4	接種券番号
5	属性情報(氏名、生年月日、性別)
6	接種状況(実施／未実施)
7	接種回
8	接種日
9	ワクチンメーカー
10	ロット番号
11	ワクチン種類
12	製品名
13	旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)
14	証明書ID
15	証明書発行年月日

※ 11～15については、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種事業情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・予防接種を受付する委託医療機関において、本人確認書類（健康保険証や子育て支援医療費受給者証等）の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することのないようにする。なお、平成27年度より、どの書類で本人を確認したか、予診票にチェック欄を設けた。 ・委託医療機関から提出された予診票を保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）へ取込む際に、入力作業員が予診票に記載された個人コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）を利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。 <ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置> ワクチン接種記録システム（VRS）のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・予防接種を受付する委託医療機関において、本人確認書類（健康保険証や子育て支援医療費受給資格証等）の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することのないようにする。なお、平成27年度より、どの書類で本人を確認したか、予診票にチェック欄を設けた。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	①本人から個人番号の提供を求める場合 番号法、番号法施行令及び番号法施行規則の規定に基づき、個人番号カードを確認する等の方法により行う。 ②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法、番号法施行令及び番号法施行規則の規定に基づき、代理人の個人番号カードを確認する等の方法により行う。 ③上記に定める確認が困難な場合は、市町村住基CSにおいて職員が本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を分担して入力ミスを軽減する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）は基幹系システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。 ・提出された予診票については、提出後、職員が全件確認および入力し、保管については、施錠された部屋へ保管している。 ・確認および入力の際は、複数人数で行っている。 ・保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）使用時は操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・統合基盤システムの統合宛名機能等で管理する特定個人情報は、利用する業務システム毎にアクセス制御を行う。 ・宛名データの業務システムへの提供は、事前に協議し、個人番号を含めた情報提供を行うか否かを決定した上で、データ提供を行う。 ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。 ・必要のない情報については保有しない。 ・各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、パスワード設定および生体情報による二要素認証を行っている。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ユーザ管理は統合基盤システムの共通認証機能とデータ連携が行われており、統合基盤システムから人事異動情報の連携後、所属に応じたアクセス権限を自動的に設定。 ・個人毎の詳細なアクセス権限は、職員側で権限変更申請を行い、統合運用管理事業者が変更する。 ・人事異動があった場合や権限変更があった場合には、書面にて決裁し、システムに反映させている。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・アクセス権限を失効した場合には、速やかに管理者がアクセス権限を削除する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・端末から参照、更新した場合のアクセスログを記録している。(記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、4情報)		
その他の措置の内容	・端末の利用にあたり、ログインユーザ以外の職員に端末を操作させない。また、他職員がログインしている状態で端末を操作しない運用を行っている。 ・自分のID・パスワードで他人が操作できないよう対策を講じている。(ID・パスワードを他人に教えない、ID・パスワードを付箋紙等に記載して貼らない、他に職員に自分のID・パスワードでログインさせない) ・IDとパスワード、生体情報による二要素認証を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・アクセスログを記録し、定期的にログを解析する仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意している。 ・実際に端末を使用する主査、主任、主事級の職員および会計年度任用職員に対するセキュリティ教育を年に1回行っている。異動してきた職員および新しく採用された職員には、その都度セキュリティ教育を行っている。特に、会計年度任用職員に対しては、個人情報を漏えいした罰則等について説明し、強く注意を促す教育を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム操作からデータが持出しできないよう制御している。 ・データの操作について操作記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。 ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。 ・使用している端末からは、記憶媒体によるデータの持ち出しは出来ない仕様となっている。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託する内容に合わせて、委託先の選定条件でプライバシーマーク付与認定(JIS Q15001)あるいは情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。 ・委託先を選定する際、委託先にて個人情報保護に関する規定や体制の整備、安全管理措置がとられているか確認している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 他者(再委託先)への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、再委託先での管理方法、セキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り承認している。 【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当市職員が現地調査している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 委託先へ特定個人情報を提供する際には、庁内ネットワークから持ち出す場合は、暗号化した上で提供している。また委託先へのデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。 【ルール遵守の確認方法】 委託先に提供する際、日付及び件数を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、当市の上長がそれを確認する。また日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックする。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 契約書において、業務委託が終了した場合、委託元の指示に従い、委託元の責任と負担において個人情報を委託元に返還、破棄若しくは消去しなければならない旨を規定している。 【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば当市職員が現地調査を行う。	
委託契約書中の特定個人情報の取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする。 ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行う。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先が再委託先に対して、情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているかの監督をしているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認する(立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。) また、再委託先の情報セキュリティの運用状況についても、立入調査を行い、ルールが遵守されているか等の確認を行う(立入調査の実施が困難な場合は、再委託先が作成した報告書等を確認する。)。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・他機関へ提供、統合基盤システムへ移転するファイルを記録する仕組みを構築している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び住基法並びに本市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の利用について、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理し、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内連携は、庁内ネットワーク経由で行う。 ・他機関への提供は、庁内ネットワーク、中間サーバ経由で行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・さいたま市で承認を得た提供・移転のみ実施する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<さいたま市における措置> ・番号連携サーバにおいて、各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 ・操作端末やシステムによる接続では、認証機能により、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<さいたま市における措置> ・中間サーバと番号連携サーバ間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術を利用し、さいたま市の中間サーバと番号連携サーバ間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・番号連携サーバと業務システム及び端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<さいたま市における措置> 番号連携サーバにおいて、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継では、照会結果内容の改変は行わないことにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<さいたま市における措置> ・中間サーバと番号連携サーバ間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用し、また、VPN等の技術を利用し、さいたま市の中間サーバと番号連携サーバ間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・番号連携サーバと業務システム及び端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・操作端末やシステムによる接続では、認証機能により、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<さいたま市における措置> ・特定個人情報の提供・移転時には、情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<さいたま市における措置> ・特定個人情報の提供・移転時には、情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<さいたま市における措置> ・提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報の作成及び誤った相手への提供がされないことをシステム上で担保する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <さいたま市における措置> ・サーバ室と、データプログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋と区別して専用の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が無断で立ち入らないよう、入室制限を行っている。 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が作業する際、執務場所内にいる間は職員が立ち会い、作業内容を確認している。 ・特定個人情報が記載された紙媒体は、業務終了後に施錠した保管場所に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 なお、主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	

⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<さいたま市における措置> 【不正プログラム対策】 ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。 【不正アクセス対策】 ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 なお、主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより随時異動データを連携することにより、最新化する、また住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めていない] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

【令和6年7月】

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

No.	内容	再発防止策
1	受託者のシステムが、ランサムウェアによる不正アクセス攻撃（身代金要求型サイバー攻撃）を受けた。	従前から実施していた情報セキュリティポリシー等に基づく確認に加え、年に一度委託事業者による点検を実施させ、立ち入り調査等を実施する。
2	区役所において、重度心身障害者自動車燃料費助成金請求の手続きのため、対象者から受付をした3月分の請求書類240件のうち99件を受付処理後、保管中に紛失した。	職員が定期的なコンプライアンスセルフチェックの実施により、継続的な業務点検を行う。職員の情報セキュリティに関するeラーニングコンテンツの受講を促し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育を実施する。
3	委託業者が、当該事業に関するアンケートを会員に送付する際、誤って会員の個人情報（メールアドレスのみ）が含まれたファイルを添付しメール送信した。	受託事業所へ立入調査を実施し、メール送信時に個人情報を含まないかをダブルチェックにて十分に確認を行うこと、ファイルを送付する際は、パスワードを設定するなど、細心の注意を払うとともに、適切な個人情報の取扱い及び取扱いについて再度指導を行い、「事務処理マニュアル」、「フローチャート」、「チェックリスト」の整備、利用を徹底し、再発防止に努めるよう指導を行った。
4	区役所において、自立支援医療費支給認定申請書のちしを誤って別人に送付した。	係用と担当用の2つのマニュアルを改訂し、ダブルチェックの徹底について追記した。 チェックシートの対象を全ての郵送物に拡大した。 課内研修を行い、情報管理の重要性や対象者の検索方法、防止対策等について指導した。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	＜さいたま市における措置＞ ①所属長は部署の職員に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組んでいる。 ②守るべき情報資産について、年一回、ライフサイクルごとにリスクを分析し、より有効な対策を検討・実施する。 ③事業者に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組んでいる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	
②監査	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	＜さいたま市における措置＞ ・年1回、組織に対する監査として「情報セキュリティ内部監査」を24課(各局(区)で1課)に実施し、情報システムに対する監査として「情報セキュリティ外部監査」を2システム・1Webサイトに実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜さいたま市における措置＞ ①部署内で、実際に端末を使用する部署の職員および委託先従業員に対して、新しい事務運用、特定個人情報を取り扱うリスクを認識させ、その管理に関する必要な知識等の研修を年1回実施する。 ②所属長に対し、年1回ICT環境の変化や情報セキュリティ事件・事故事例について紹介するとともに、所属長の管理者としての責務について研修を実施する。 ③各所属により選定されたICTリーダに対し、年1回、e-ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施することとしている。また、研修を受けたICTリーダは朝のミーティングなどを通じて所属職員への情報セキュリティの啓発を行う。 ④事業者に対し、市のセキュリティポリシーを遵守するよう、必要な教育・啓発を事業者が行うこととし、契約時にはセキュリティ体制等について書面で提出をさせることとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、地方公共団体及びその委託を受ける事業者又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合は、ガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者で対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する事業者又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	各区役所 暮らし応援室 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 他
②請求方法	必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	さいたま市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無 料 (手数料額、納付方法: 手数料額: 無料。写しの交付の場合、通常1面10円のコピー料。) (納付方法: 来庁の場合は現金、郵送の場合はコピー代と郵送料。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	定期予防接種対象者ファイル、予防接種管理台帳ファイル、コロナワクチン接種予診票情報ファイル
公表場所	当市のWebサイト(https://www.city.saitama.lg.jp/006/008/001/004/p096984.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健衛生局保健所感染症対策課 住所：〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号：048-840-2211 FAX番号：048-840-2230
②対応方法	問合せ受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年9月14日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	さいたま市パブリック・コメント制度要綱に基づき、パブリック・コメントによる意見聴取を実施する。実施に際しては、市ホームページ等で公開し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和6年11月6日から令和6年12月6日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし(0件)
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月22日
②方法	さいたま市情報公開・個人情報保護審議会において、特定個人情報保護評価書を点検。
③結果	「特定個人情報保護評価書(事務の名称 予防接種事業に関する事務)」について、審議の結果、適当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月2日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	右記の内容を追記	①お知らせ機能:お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、お知らせ情報取消 ②自己情報提供機能:自己情報提供状況及び提供内容の確認	事後	番号連携サーバ等への新機能追加による修正のため
平成29年5月2日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	右記の内容を追記	⑤情報照会機能:中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 ⑥お知らせ機能:各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバーへ送信する。中間サーバーよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信する。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバーへ送信する。	事後	番号連携サーバ等への新機能追加による修正のため
平成29年5月2日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2特定個人情報の入手 リスク4	右記の内容を追記	・保健システム使用時は操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。	事後	番号連携サーバ等への新機能追加による修正のため
平成29年5月2日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用 リスク2	右記の内容を追記	・IDとパスワード、生体情報による二要素認証を行っている。	事後	番号連携サーバ等への新機能追加による修正のため
平成29年5月2日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用 リスク4	右記の内容を追記	・システム操作からデータが外出できないよう制御している。 ・データの操作について操作記録を残す。	事後	番号連携サーバ等への新機能追加による修正のため
平成31年2月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	疾病予防対策課長 嘉悦 明彦	疾病予防対策課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため
平成31年2月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託の有無	4件	3件	事後	直近の契約実績を反映したものであるため重要な変更該当しない
平成31年2月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項2	機器設置拠点に関するデータセンター管理業務	データセンターに関する管理業務	事後	直近の契約実績を反映したものであるため重要な変更該当しない
平成31年2月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項3	NWセンターに関するデータセンター管理業務	保健センターシステムのシステム運用	事後	直近の契約実績を反映したものであるため重要な変更該当しない
平成31年2月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項4	保健センターシステムのシステム運用	—	事後	直近の契約実績を反映したものであるため重要な変更該当しない
令和1年6月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、7. 特定個人情報の保管・消去、⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	2)発生無し	1)発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和1年6月7日	その内容	—	市に紙で提出された特定個人情報を含む給与支払報告書等の課税資料のデータ入力業務の委託において、委託先が市の許諾を得ることなく再委託したもの(別添のとおり)	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和1年6月7日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行う(立入調査の実施が困難である場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。)	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和2年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	第9条別表第一10項	別表第一(第9条関係)の10の項	事後	文言の修正
令和2年2月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	さいたま市に住民登録している定期予防接種の対象者	さいたま市に住民登録している(一部居住を含む)定期予防接種の対象者	事後	対象者の見直し
令和2年2月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	50項目以上100項目未満	100項目以上	事後	保健システム再構築による更新
令和2年2月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	予防接種情報は、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予診票を受領し入手する。 【庁内連携より入手】 住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し入手する。	識別情報及び連絡先等情報について、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。 業務関係情報である予防接種情報について、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予診票を受領し入手する。	事後	詳細化
令和2年2月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【庁内連携により入手】 番号法第14条、14条2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされている。このため予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手するものである。	識別情報について、番号法第14条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされているため、予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手する必要がある。 連絡先等情報について、正確な本人特定のため、予診票に記載された情報と突合するため、また、接種動向に使用するために取得する必要がある。 業務関係情報である予防接種情報について、予防接種法施行令第6条の2の第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同法第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。	事後	【庁内連携により入手】だけでなく、【本人又は本人の代理人からの入手】についても記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	【庁内連携により入手】 番号法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができることから、さいたま市住民の個人番号について、住民記録システムより入手可能である。	識別情報について、番号法第14条において本人又は他の個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができたとされている。 連絡先等情報について、医療機関で接種を受ける前に、住民票住所の印字がある本人確認証を提示、またその住所を予診票に記載するよう、お知らせ等に示している。 予防接種情報について、予診票に、同票の提出の本人又は保護者による同意欄を設けている。	事後	【庁内連携により入手】だけでなく、【本人又は本人の代理人からの入手】についても記載
令和2年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事後	直近の契約実績を反映したものであるため重要な変更に該当しない
令和2年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑧再委託の許諾方法	承諾願、体制図等の提出により審査	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。	事後	明確化
令和2年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	統合基盤システム(中間サーバ、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守及びハードウェア保守	統合基盤システム(中間サーバ、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守	事後	システム保守とハードウェア保守の委託先変更の反映
令和2年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	右記を追加	統合基盤システム(中間サーバ、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守	事後	システム保守とハードウェア保守の委託先変更の反映
令和2年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	-	特定個人情報ファイル記録項目を追加	事後	保健システム再構築による更新
令和2年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	①②番号法政令	①②番号法施行令	事後	文言の修正
令和2年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	-委託先と同等のリスク対策を実施する。	委託先が再委託先に対して、情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているかの監督をしているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認する(立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。)。また、再委託先の情報セキュリティの運用状況についても、立入調査を行い、ルールが遵守されているか等の確認を行う(立入調査の実施が困難な場合は、再委託先が作成した報告書等を確認する。)	事後	明確化
令和2年12月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。))においては、別表第一(第9条関係)の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において個人番号を用いることとなる。	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うものである。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。))においては、別表第一(第9条関係)の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において個人番号を、別表第一の93の2項に基づき、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いることになる。	事前	法改正に基づく追記
令和2年12月14日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一 10項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号) 第10条 3. 番号法 第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月25日条例第60号。以下「条例」という。)第4条 別表第2 32項及び、条例施行規則(平成27年12月28日規則第113号)第34条	1. 番号法 第9条第1項 別表第一 10項、93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号) 第10条、第67条の2 3. 番号法 第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月25日条例第60号。以下「条例」という。)第4条 別表第2 32項及び、条例施行規則(平成27年12月28日規則第113号)第34条	事前	法改正に基づく追記
令和2年12月14日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、16の3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	法改正に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)		「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」についての追記	事前	法改正に基づく追記
令和3年11月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うものである。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一(第9条関係)の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において個人番号を、別表第一の93の2項に基づき、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いることになる。	【予防接種事業に関する事務】 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・県への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」及び同法第46条に基づく「住民接種」の実施に関する事務を行う。 上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の10の項及び93の2の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種は、予防接種法及び検査法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号)による改正後の予防接種法附則第7条第1項の規定によりみなし適用する同法第6条第1項の臨時に行う予防接種として実施するもので、以下の事務を行う。 ・国(内閣官房IT総合戦略室)が開発した「ワクチン接種記録システム(VRS)」へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5		①システムの名称: ワクチン記録システム(VRS) ②システムの機能: ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録を行う機能。 ・接種記録の管理を行う機能。 ・転出/死亡時等のフラグ設定を行う機能。 ・他市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会を行う機能。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示さ
令和3年11月30日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一 10項、93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号) 第10条、第67条の2 3. 番号法 第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月25日条例第60号。以下「条例」という。)第4条 別表第2 32項及び、条例施行規則(平成27年12月28日規則第113号)第34条	【予防接種事業に関する事務】 ・番号法第9条第1項、別表第一の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第10条、第67条の2 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・別表第一主務省令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局保健所疾病予防対策課	保健福祉局保健所疾病予防対策課、保健福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	疾病予防対策課長	疾病予防対策課長、新型コロナウイルスワクチン対策室長	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	I 基本情報 (別添1)事務の内容		「予防接種関連事務」に加え、「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」の内容を追記	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局保健所疾病予防対策課	保健福祉局保健所疾病予防対策課、保健福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	【○】その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	【○】その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	・識別情報及び連絡先等情報については、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。 ・業務関係情報である予防接種情報については、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予防票を受領し入手する。	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報及び連絡先等情報については、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。 ・業務関係情報である予防接種情報については、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予防票を受領し入手する。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	・識別情報については、番号法第14条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされているため、予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手する必要がある。 ・連絡先等情報については、正確な本人特定のため、予防票に記載された情報と突合するため、また、接種動奨奨に使用するために取得する必要がある。 ・業務関係情報である予防接種情報については、予防接種法施行令第6条の2第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同条第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報については、番号法第14条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされているため、予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手する必要がある。 ・連絡先等情報については、正確な本人特定のため、予防票に記載された情報と突合するため、また、接種動奨奨に使用するために取得する必要がある。 ・業務関係情報である予防接種情報については、予防接種法施行令第6条の2第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同条第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	・識別情報については、番号法第14条において本人又は他の個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとされている。 ・連絡先等情報については、医療機関で接種を受ける前に、住民票住所の印字がある本人確認証を提示、またその住所を予防票に記載するよう、お知らせ等に示している。 ・予防接種情報については、予防票に、同票の提出の本人又は保護者による同意欄を設けている。	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報については、番号法第14条において本人又は他の個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとされている。 ・連絡先等情報については、医療機関で接種を受ける前に、住民票住所の印字がある本人確認証を提示、またその住所を予防票に記載するよう、お知らせ等に示している。 ・予防接種情報については、予防票に、同票の提出の本人又は保護者による同意欄を設けている。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について被接種者からの同意を得て入手する。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体	保健所疾病予防対策課、西区役所保健センター、北区役所保健センター、大宮区役所保健センター、見沼区役所保健センター、中央区役所保健センター、桜区役所保健センター、浦和区役所保健センター、南区役所保健センター、緑区役所保健センター、岩槻区役所保健センター	【予防接種事業に関する事務】 保健所疾病予防対策課、西区役所保健センター、北区役所保健センター、大宮区役所保健センター、見沼区役所保健センター、中央区役所保健センター、桜区役所保健センター、浦和区役所保健センター、南区役所保健センター、緑区役所保健センター、岩槻区役所保健センター 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 保健所新型コロナウイルスワクチン対策室、西区役所総務課、北区役所総務課、大宮区役所総務課、見沼区役所総務課、中央区役所総務課、桜区役所総務課、浦和区役所総務課、南区役所総務課、緑区役所総務課、岩槻区役所総務課、中央区役所区民課(各市区役所総務課及び中央区役所区民課は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務のみ)	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	①予防接種情報の管理事務 予防接種委託医療機関から提出された予防票を、対象者であるか特定し、適切な予防接種事業の運営を図る。 ②接種勧奨事務 予防接種についての情報を個別勧奨を通して、お知らせする。	【予防接種事業に関する事務】 ①予防接種情報の管理事務 予防接種委託医療機関から提出された予防票を、対象者であるか特定し、適切な予防接種事業の運営を図る。 ②接種勧奨事務 予防接種についての情報を個別勧奨を通して、お知らせする。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（内閣官房IT総合戦略室）からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	予防票に記入された整理番号、住所、氏名、生年月日等と突合し、接種対象者かどうか確認する。	【予防接種事業に関する事務】 予防票に記入された整理番号、住所、氏名、生年月日等と突合し、接種対象者かどうか確認する。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 （転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。）	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（内閣官房IT総合戦略室）からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	個人番号を用いた統計分析は行わない。	【予防接種事業に関する事務】 個人番号を用いた統計分析は行わない。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（内閣官房IT総合戦略室）からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	6件	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	－	「ワクチン接種記録システム（VRS）のシステム運用」に係る委託内容等を追加	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（内閣官房IT総合戦略室）からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	[○]提供を行っている（2件）	[○]提供を行っている（3件）	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3	－	「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」における提供先に係る内容を追加	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（内閣官房IT総合戦略室）からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	＜さいたま市における措置＞ 24時間有人監視、監視カメラ 入退管理 ICカード・静脈認証による入退管理、入館申請・作業内容確認 不正持込・持出防止、台帳による媒体管理 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜さいたま市における措置＞ ・24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理 ICカード・静脈認証による入退管理、入館申請・作業内容確認 ・不正持込・持出防止、台帳による媒体管理 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	＜さいたま市における措置＞ ・5年経過後のデータに対するアクセスを制限している。 ・機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜さいたま市における措置＞ ・5年経過後のデータに対するアクセスを制限している。 ・機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目		「ワクチン接種記録システム(VRS)のシステム運用」に特定個人情報ファイルとして記録する項目を追加	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	・予防接種を受付する委託医療機関において、本人確認書類(健康保険証や子育て支援医療費受給者証等)の確認を実施し、対象者以外の情報を入力することのないようにする。 なお、平成27年度より、どの書類で本人を確認したか、予防票にチェック欄を設けた。 ・委託医療機関から提出された予防票を保健システムへ取込む際に、入力作業員が予防票に記載された個人コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。 ・予防接種を受付する委託医療機関において、本人確認書類(健康保険証や子育て支援医療費受給者証等)の確認を実施し、対象者以外の情報を入力することのないようにする。 なお、平成27年度より、どの書類で本人を確認したか、予防票にチェック欄を設けた。 ・委託医療機関から提出された予防票を保健システムへ取込む際に、入力作業員が予防票に記載された個人コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。	・予防接種を受付する委託医療機関において、本人確認書類(健康保険証や子育て支援医療費受給者証等)の確認を実施し、対象者以外の情報を入力することのないようにする。 なお、平成27年度より、どの書類で本人を確認したか、予防票にチェック欄を設けた。 ・委託医療機関から提出された予防票を保健システムへ取込む際に、入力作業員が予防票に記載された個人コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入力する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	保健システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	・保健システムは基幹システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。 ・提出された予防票については、提出後、職員が全件確認および入力し、保管については、施錠された部屋へ保管している。 ・確認および入力の際は、複数人数で行っている。 ・保健システム使用時は操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。	・保健システムは基幹システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。 ・提出された予防票については、提出後、職員が全件確認および入力し、保管については、施錠された部屋へ保管している。 ・確認および入力の際は、複数人数で行っている。 ・保健システム使用時は操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) その他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	・庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。 ・必要のない情報については保有しない。 ・各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。	・庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。 ・必要のない情報については保有しない。 ・各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、パスワード設定および生体情報による二要素認証を行っている。	・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、パスワード設定および生体情報による二要素認証を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	・ユーザー管理は統合基盤システムの共通認証機能とデータ連携が行われており、統合基盤システムから人事異動情報の連携後、所属に応じたアクセス権限を自動的に設定。 ・個人毎の詳細なアクセス権限は、職員側で権限変更申請を行い、統合運用管理事業者が変更する。 ・人事異動があった場合や権限変更があった場合には、書面にて決裁し、システムに反映させている。	・ユーザー管理は統合基盤システムの共通認証機能とデータ連携が行われており、統合基盤システムから人事異動情報の連携後、所属に応じたアクセス権限を自動的に設定。 ・個人毎の詳細なアクセス権限は、職員側で権限変更申請を行い、統合運用管理事業者が変更する。 ・人事異動があった場合や権限変更があった場合には、書面にて決裁し、システムに反映させている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	・端末から参照、更新した場合のアクセスログを記録している。 （記録項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、4情報）	・端末から参照、更新した場合のアクセスログを記録している。 （記録項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、4情報） ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3:従業者が事務外で使用するリスク	・アクセスログを記録し、定期的にログを解析する仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意している。 ・実際に端末を使用する主査、主任、主事級の職員および臨時職員に対するセキュリティ教育を年に1回行っている。異動してきた職員および新しく採用された職員には、その都度セキュリティ教育を行っている。特に、臨時職員に対しては、個人情報を漏えいした罰則等について説明し、強く注意を促す教育を行う。	・アクセスログを記録し、定期的にログを解析する仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意している。 ・実際に端末を使用する主査、主任、主事級の職員および会計年度任用職員に対するセキュリティ教育を年に1回行っている。異動してきた職員および新しく採用された職員には、その都度セキュリティ教育を行っている。特に、会計年度任用職員に対しては、個人情報を漏えいした罰則等について説明し、強く注意を促す教育を行う。	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム操作からデータが持出しできないよう制御している。 ・データの操作について操作記録を残す。	・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム操作からデータが持出しできないよう制御している。 ・データの操作について操作記録を残す。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。 ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。 ・使用している端末からは、記憶媒体によるデータの持ち出しは出来ない仕様となっている。	・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。 ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。 ・使用している端末からは、記憶媒体によるデータの持ち出しは出来ない仕様となっている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・ 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・ 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ② ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・委託する内容に合わせて、委託先の選定条件でプライバシーマーク付与認定(JIS Q15001)あるいは情報セキュリティマネジメントシステム認証基準 JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。 ・委託先を選定する際、委託先にて個人情報保護に関する規定や体制の整備、安全管理措置がとられているか確認している。	・委託する内容に合わせて、委託先の選定条件でプライバシーマーク付与認定(JIS Q15001)あるいは情報セキュリティマネジメントシステム認証基準 JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。 ・委託先を選定する際、委託先にて個人情報保護に関する規定や体制の整備、安全管理措置がとられているか確認している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	・他機関へ提供、統合基盤システムへ移転するファイルを記録する仕組みを構築している。	・他機関へ提供、統合基盤システムへ移転するファイルを記録する仕組みを構築している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	・庁内連携は、庁内ネットワーク経由で行う。 ・他機関への提供は、庁内ネットワーク、中間サーバ経由で行う。	・庁内連携は、庁内ネットワーク経由で行う。 ・他機関への提供は、庁内ネットワーク、中間サーバ経由で行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・ 転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた 情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	・さいたま市で承認を得た提供・移転のみ実施する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。	・さいたま市で承認を得た提供・移転のみ実施する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（内閣官房IT総合戦略室）からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LGWAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面に必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（内閣官房IT総合戦略室）からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（※2）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（※2）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5：不正な提供が行われるリスク	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 なお、主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（内閣官房IT総合戦略室）からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 なお、主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（内閣官房IT総合戦略室）からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検	＜さいたま市における措置＞ ① 所属長は部署の職員に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組んでいる。 ② 守るべき情報資産について、年一回、ライフサイクルごとにリスクを分析し、より有効な対策を検討・実施する。 ③ 事業者に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組んでいる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	＜さいたま市における措置＞ ① 所属長は部署の職員に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組んでいる。 ② 守るべき情報資産について、年一回、ライフサイクルごとにリスクを分析し、より有効な対策を検討・実施する。 ③ 事業者に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組んでいる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（内閣官房IT総合戦略室）からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査	＜さいたま市における措置＞ ・年1回、組織に対する監査として「情報セキュリティ内部監査」を24課(各局(区)で1課)に実施し、情報システムに対する監査として「情報セキュリティ外部監査」を2システム・1Webサイトに実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	＜さいたま市における措置＞ ・年1回、組織に対する監査として「情報セキュリティ内部監査」を24課(各局(区)で1課)に実施し、情報システムに対する監査として「情報セキュリティ外部監査」を2システム・1Webサイトに実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（内閣官房IT総合戦略室）からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	<さいたま市における措置> [略] <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。	<さいたま市における措置> [略] <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局保健所疾病予防対策課 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-840-2211 FAX番号: 048-840-2230	保健福祉局保健所疾病予防対策課 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-840-2211 FAX番号: 048-840-2230 保健福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-767-7397 FAX番号: 048-840-2210	事後	軽微な修正
令和4年4月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	①システムの名称: ワクチン記録システム(VRS) ②システムの機能: ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録を行う機能。 ・接種記録の管理を行う機能。 ・転出/死亡時等のフラグ設定を行う機能。 ・他市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会を行う機能。	①システムの名称: ワクチン記録システム(VRS) ②システムの機能: ・接種対象者及び発行した接種券の登録を行う機能。 ・接種記録の管理を行う機能。 ・転出/死亡時等のフラグ設定を行う機能。 ・他市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付を行う機能。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	「予防接種関連事務」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」の内容	「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」に予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の内容を追記	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報及び連絡先等情報については、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。 ・業務関係情報である予防接種情報については、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予防票を受領し入手する。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度（転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ） ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報及び連絡先等情報については、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。 ・業務関係情報である予防接種情報については、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予防票を受領し入手する。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。（番号法第19条第16号） ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。（番号法第19条第16号） ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について被接種者からの同意を得て入手する。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について被接種者からの同意を得て入手する。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 情報の交合	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と交合する。 （転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。）	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と交合する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	ワクチン接種記録システム（VRS）のシステム運用	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他(LGWAN回線を用いた提供)	[○] その他(LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号が表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。	・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号が表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	・予防接種を受付する委託医療機関において、本人確認書類（健康保険証や子育て支援医療費受給資格証等）の確認を実施し、対象者以外の情報を入力することのないようにする。なお、平成27年度より、どの書類で本人を確認したか、予防票にチェック欄を設けた。	・予防接種を受付する委託医療機関において、本人確認書類（健康保険証や子育て支援医療費受給資格証等）の確認を実施し、対象者以外の情報を入力することのないようにする。なお、平成27年度より、どの書類で本人を確認したか、予防票にチェック欄を設けた。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を分担して入力ミスを軽減する。	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を分担して入力ミスを軽減する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力され、紛失するリスク	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託情報保護管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた 情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 なお、主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 なお、主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年4月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から发出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から发出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	軽微な修正
令和4年4月28日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から发出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から发出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	軽微な修正
令和4年4月28日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から发出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から发出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	軽微な修正
令和4年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	①システムの名称: ワクチン記録システム(VRS) ②システムの機能: ・接種対象者及び発行した接種券の登録を行う機能。 ・接種記録の管理を行う機能。 ・転出/死亡時等のフラグ設定を行う機能。 ・他市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付を行う機能。	①システムの名称: ワクチン記録システム(VRS) ②システムの機能: ・接種対象者及び発行した接種券の登録を行う機能。 ・接種記録の管理を行う機能。 ・転出/死亡時等のフラグ設定を行う機能。 ・他市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う機能。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	「予防接種関連事務」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」の内容	「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」に予防接種証明書のコンビニエンスストア等での自動交付に係る内容を追記	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【○】その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	【○】その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	VRSにおける一括照会機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国(デジタル庁)からの事務連絡で示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	VRSにおける一括照会機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国(デジタル庁)からの事務連絡で示されている。
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について被接種者からの同意を得て入手する。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について被接種者からの同意を得て入手する。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法情報の突合	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	VRSにおける一括照会機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国(デジタル庁)からの事務連絡で示されている。
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥ 委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	軽微な修正
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥ 委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	軽微な修正
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ① 委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 その他	LGWAN回線を用いた提供（VRS本体）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）	LGWAN回線を用いた提供（VRS本体、コンビニ交付関連機能）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な修正
令和4年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別添2）特定個人情報ファイル記録項目 項目7	接種回（1回目／2回目）	接種回（1回目／2回目／3回目）	事後	軽微な修正
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。	②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。	事後	VRSにおける一括照会機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国（デジタル庁）からの事務連絡で示されている。
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選べることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選べることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報の送信されることを避ける。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報の送信されることを避ける。 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報の送信されることを避ける。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力され、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	VRSにおける一括照会機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国(デジタル庁)からの事務連絡で示されている。
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを市区町村と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	VRSにおける一括照会機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国(デジタル庁)からの事務連絡で示されている。
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面に必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面に必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	VRSにおける一括照会機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国(デジタル庁)からの事務連絡で示されている。
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>	①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	軽微な修正
令和4年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された不正なリスク リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>	中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞	ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで定める技術的対策を満たしている。 なお、主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ※以降に右記の文言追加	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年8月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重大事故の発生から3年を経過したことに伴う修正
令和4年8月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	市に紙で提出された特定個人情報を含む給与支払報告書等の課税資料のデータ入力業務の委託において、委託先が市の許諾を得ることなく再委託したもの(別添のとおり)	-	事後	重大事故の発生から3年を経過したことに伴う修正
令和4年8月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行う(立入調査の実施が困難である場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。))。	-	事後	重大事故の発生から3年を経過したことに伴う修正
令和5年7月27日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局保健所疾病予防対策課、保健福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	保健衛生局保健所疾病対策課、保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	事後	軽微な修正
令和5年7月27日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	疾病予防対策課長、新型コロナウイルスワクチン対策室長	疾病対策課長、新型コロナウイルスワクチン対策室長	事後	軽微な修正
令和5年7月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局保健所疾病予防対策課、保健福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	保健衛生局保健所疾病対策課、保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	【予防接種事業に関する事務】 保健所疾病予防対策課、西区役所保健センター、北区役所保健センター、大宮区役所保健センター、見沼区役所保健センター、中央区役所保健センター、桜区役所保健センター、浦和区役所保健センター、南区役所保健センター、緑区役所保健センター、岩槻区役所保健センター 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 保健所新型コロナウイルスワクチン対策室、西区役所総務課、北区役所総務課、大宮区役所総務課、見沼区役所総務課、中央区役所総務課、桜区役所総務課、浦和区役所総務課、南区役所総務課、緑区役所総務課、岩槻区役所総務課、中央区役所区民課（各市区役所総務課及び中央区役所区民課は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務のみ）	【予防接種事業に関する事務】 保健所疾病対策課、西区役所保健センター、北区役所保健センター、大宮区役所保健センター、見沼区役所保健センター、中央区役所保健センター、桜区役所保健センター、浦和区役所保健センター、南区役所保健センター、緑区役所保健センター、岩槻区役所保健センター 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	事後	軽微な修正
令和5年7月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 項目7	接種回(1回目／2回目／3回目)	接種回	事後	軽微な修正
令和5年7月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市区町村が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	VRSにおける管理機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国(デジタル庁)からの事務連絡で示されている。
令和5年7月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報のアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報のアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市区町村が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	事後	VRSにおける管理機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国(デジタル庁)からの事務連絡で示されている。
令和5年7月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	事後	VRSにおける管理機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国(デジタル庁)からの事務連絡で示されている。
令和5年7月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザID やアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	VRSにおける管理機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国(デジタル庁)からの事務連絡で示されている。
令和5年7月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期的に及び必要に応じ随時に確認する。	事後	VRSにおける管理機能の追加であり、「重要な変更」に該当しないことが国(デジタル庁)からの事務連絡で示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月27日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健福祉局保健所疾病予防対策課 住所：〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号：048-840-2211 FAX番号：048-840-2230 保健福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室 住所：〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号：048-767-7397 FAX番号：048-840-2210	保健衛生局保健所疾病対策課 住所：〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号：048-840-2211 FAX番号：048-840-2230 保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室 住所：〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号：048-767-7397 FAX番号：048-840-2210	事後	軽微な修正
令和5年11月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【予防接種事業に関する事務】 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・県への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」及び同法第46条に基づく「住民接種」の実施に関する事務を行う。 上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の10の項及び93の2の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。	【予防接種事業に関する事務】 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・県への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」及び同法第46条に基づく「住民接種」の実施に関する事務を行う。 上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の10の項及び93の2の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。	事前	予防接種事業に関する事務の根拠法令の表記を一部削除した変更のため、リスク変動なし
令和5年11月10日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	定期予防接種の対象者であるかの確認に用いる。	予防接種の対象者及び接種履歴等を正確に把握し、適正な管理を行うために用いる。	事前	事務実施上の必要性を詳細に表記
令和5年11月10日	I 基本情報 (別添1)事務の内容「予防接種関連事務」	情報提供ネットワークシステムを介した情報連携箇所(矢印内文言)について 情報連携 情報連携	情報提供ネットワークシステムを介した情報連携箇所(矢印内文言)について 情報連携・⑥控除額等照会 情報連携・⑥控除額等提供 健康被害救済制度に係る紙文書の流れを追加	事前	紙文書の流れの追加および電子データは既存の情報連携に照会項目を追加するため、リスク変動なし
令和5年11月10日	I 基本情報 (別添1)事務の内容「予防接種関連事務」 (備考)	①予防接種書類発送事務 ・住民記録システムより予防接種対象者を抽出し、お知らせ及び予診票を発送する。 ②予防接種情報の管理事務 ・予防接種委託医療機関から提出された予診票を、対象者であるか特定し、データを入力および集計後、各医師会を通じて医療機関あてに委託料を支払う。 ③接種勧奨事務 ・予防接種未完了者に個別勧奨を行う。 ④予防接種記録の提供 ・住民からの依頼により接種記録を提供する。 ⑤統計事務 ・国および都道府県に、接種人数等の統計を報告する。	①予防接種書類発送事務 ・住民記録システムより定期予防接種対象者を抽出し、お知らせ及び予診票を発送する。 ②予防接種情報の管理事務 ・予防接種委託医療機関から提出された予診票を、対象者であるか特定し、データを入力および集計後、各医師会を通じて医療機関あてに委託料を支払う。 ③接種勧奨事務 ・予防接種未完了者に個別勧奨を行う。 ④予防接種記録の提供 ・住民からの依頼により接種記録を提供する。 ⑤統計事務 ・国および都道府県に、接種人数等の統計を報告する。 ⑥健康被害救済制度の控除額確認等事務 ・健康被害救済制度の給付金額を決定するため、控除額の確認等を行う。	事前	既存の情報連携に照会項目を追加するため、リスク変動なし
令和5年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[] 行政機関・独立行政法人等() [] 地方公共団体・地方独立行政法人() [] 民間事業者()	[O] 行政機関・独立行政法人等() [O] 地方公共団体・地方独立行政法人() [O] 民間事業者()	事前	(別添1)事務の内容 予防接種関連事務等で入手元として記載していたが、当該項目への記載漏れのため修正
令和5年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報及び連絡先等情報については、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。 ・業務関係情報である予防接種情報については、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予診票を受領し入手する。	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報及び連絡先等情報については、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。 ・業務関係情報である予防接種情報については、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予診票を受領し入手する。 ・健康被害救済制度の給付申請の都度	事前	照会項目の追加に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報については、番号法第14条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされているため、予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手する必要がある。 ・連絡先等情報については、正確な本人特定のため、予診票に記載された情報と突合するため、また、接種勧奨に使用するために取得する必要がある。 ・業務関係情報である予防接種情報については、予防接種法施行令第6条の2第1項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報については、番号法第14条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされているため、予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手する必要がある。 ・連絡先等情報については、正確な本人特定のため、予診票に記載された情報と突合するため、また、接種勧奨に使用するために取得する必要がある。 ・業務関係情報である予防接種情報については、予防接種法施行令第6条の2第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同条第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。 ・健康被害救済制度の給付が申請された場合のみ入手する。(番号法第9条) ・公金受取口座情報は、健康被害救済制度の給付申請の都度、本人による利用申請があった場合のみ入手する。	事前	照会項目の追加に伴う修正
令和5年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報については、番号法第14条において本人又は他の個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとされている。 ・連絡先等情報については、医療機関で接種を受ける前に、住民票住所の印字がある本人確認証を提示、またその住所を予診票に記載するよう、お知らせ等している。 ・予防接種情報については、予診票に、同票の提出の本人又は保護者による同意欄を設けている。	【予防接種事業に関する事務】 ・識別情報については、番号法第14条において本人又は他の個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとされている。 ・連絡先等情報については、医療機関で接種を受ける前に、住民票住所の印字がある本人確認証を提示、またその住所を予診票に記載するよう、お知らせ等している。 ・予防接種情報については、予診票に、同票の提出の本人又は保護者による同意欄を設けている。 ・健康被害救済制度に係る情報については、番号法別表第一の10の項に規定されており、また、請求書に同意欄を設けている。	事前	照会項目の追加に伴う修正
令和5年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	【予防接種事業に関する事務】 保健所疾病対策課、西区役所保健センター、北区役所保健センター、大宮区役所保健センター、見沼区役所保健センター、中央区役所保健センター、桜区役所保健センター、浦和区役所保健センター、南区役所保健センター、緑区役所保健センター、岩槻区役所保健センター 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	保健所疾病対策課、保健所新型コロナウイルスワクチン対策室、西区役所保健センター、北区役所保健センター、大宮区役所保健センター、見沼区役所保健センター、中央区役所保健センター、桜区役所保健センター、浦和区役所保健センター、南区役所保健センター、緑区役所保健センター、岩槻区役所保健センター	事前	事務名を記載しての表記から事務名なしの表記への変更、事務内容に変更はないため、リスク変動なし
令和5年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【予防接種事業に関する事務】 ①予防接種情報の管理事務 予防接種委託医療機関から提出された予診票を、対象者であるか特定し、適切な予防接種事業の運営を図る。 ②接種勧奨事務 予防接種についての情報を個別勧奨を通して、お知らせする。 健康被害救済制度の事務 健康被害救済制度の請求者に控除が必要な給付の受け取りがあるか等の確認を行う。	【予防接種事業に関する事務】 ・予防接種情報の管理事務 予防接種委託医療機関から提出された予診票を、対象者であるか特定し、適切な予防接種事業の運営を図る。 ・接種勧奨事務 予防接種についての情報を個別勧奨を通して、お知らせする。 ・健康被害救済制度の事務 健康被害救済制度の請求者に控除が必要な給付の受け取りがあるか等の確認を行う。	事前	既存の情報連携に照会項目を追加するため、リスク変動なし
令和5年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	定期予防接種対象者であるかの決定を行う。	予防接種対象者であるかの決定を行う。	事前	他項目と文言を統一する変更のため、リスク変動なし
令和5年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	さいたま市に住民登録している(一部居住を含む)定期予防接種の対象者	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事前	他項目と文言を統一する変更のため、リスク変動なし
令和5年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	さいたま市に住民登録している(一部居住を含む)定期予防接種の対象者	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事前	他項目と文言を統一する変更のため、リスク変動なし
令和5年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	さいたま市に住民登録している(一部居住を含む)定期予防接種の対象者	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事前	他項目と文言を統一する変更のため、リスク変動なし
令和5年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	さいたま市に住民登録している(一部居住を含む)定期予防接種の対象者	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事前	他項目と文言を統一する変更のため、リスク変動なし

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月19日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	また、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」及び同法第46条に基づく「住民接種」の実施に関する事務を行う。 上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）別表第一（第9条関係）の10の項及び93の2の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。	また、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症等が発生した場合において、同法第27条の2に基づく「住民接種」及び同法第28条に基づく「特定接種」の実施に関する事務を行う。 上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）別表（第9条関係）の14の項及び126の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和6年9月19日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）による改正後の予防接種法附則第7条第1項の規定によりみなし適用する同法第6条第1項の臨時に行う予防接種として実施するもので、以下の事務を行う。 ・国（内閣官房IT総合戦略室）が開発した「ワクチン接種記録システム（VRS）」へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	—	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを使用するシステム システム5 ②システムの機能	・接種対象者及び発行した接種券の登録を行う機能。 ・接種記録の管理を行う機能。 ・転出/死亡時等のフラグ設定を行う機能。 ・他市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付を行う機能。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う機能。	令和6年9月30日時点で当市がVRSにおいて管理していた新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録を、当該管理されていた状態のまま保管する機能とし、VRSにおいて論理的に区分された当市の領域において保管される（保管のみで10月1日以降、VRSにアクセスすることはできない）。	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	【予防接種事業に関する事務】 ・番号法第9条第1項、別表第一の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一主務省令」という。）第10条、第67条の2	・番号法第9条第1項、別表の14の項、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表主務省令」という。）第10条、第67条の2	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和6年9月19日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・別表第一主務省令第10条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	—	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【予防接種事業に関する事務】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。）（情報照会の根拠） ・別表第二 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 ・別表第二主務省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2（情報提供の根拠） ・別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・別表第二主務省令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	【予防接種事業に関する事務】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「法十九条第八号主務省令」という。）（情報照会の根拠） ・法十九条第八号主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条（情報提供の根拠） ・法十九条第八号主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、153の項、154の項、第27条、第28条、第30条、第155条、156条	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和6年9月19日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健衛生局保健所疾病対策課、保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	保健衛生局保健所感染症対策課	事後	軽微な修正
令和6年9月19日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	疾病対策課長、新型コロナウイルスワクチン対策室長	感染症対策課	事後	軽微な修正
令和6年9月19日	I 基本情報 （別添1）事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	—	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	I 基本情報 （別添1）事務の内容	予防接種関連事務	⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 ・住民からの依頼により新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）の終了に伴う、事務の廃止による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健衛生局保健所疾病対策課、保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	保健衛生局保健所感染症対策課	事後	軽微な修正
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	住民基本台帳ネットワークシステム	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	-	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・業務関係情報である予防接種情報については、予防接種法施行令第6条の2第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同条第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。	・業務関係情報である予防接種情報については、予防接種法施行規則第3条第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同条第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・健康被害救済制度に係る情報については、番号法別表第一の10の項に規定されており、また、請求書に同意欄を設けている。	・健康被害救済制度に係る情報については、番号法別表の14の項に規定されており、また、請求書に同意欄を設けている。	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について被接種者からの同意を得て入手する。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	-	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保健所疾病対策課、保健所新型コロナウイルスワクチン対策室、西区役所保健センター、北区役所保健センター、大宮区役所保健センター、見沼区役所保健センター、中央区役所保健センター、桜区役所保健センター、浦和区役所保健センター、南区役所保健センター、緑区役所保健センター、岩槻区役所保健センター	保健所感染症対策課、西区役所保健センター、北区役所保健センター、大宮区役所保健センター、見沼区役所保健センター、中央区役所保健センター、桜区役所保健センター、浦和区役所保健センター、南区役所保健センター、緑区役所保健センター、岩槻区役所保健センター	事後	軽微な修正
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	-	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	【予防接種事業に関する事務】 個人番号を用いた統計分析は行わない。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 特定の個人を判別するような情報の統計分析は行わない。	【予防接種事業に関する事務】 個人番号を用いた統計分析は行わない。	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	LGWAN回線を用いた提供(令和6年10月1日以降は行わない)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	3件	2件	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	番号法別表第二 16の2の項、16の3の項 予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 予防接種履歴	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、27の項、28の項、29の項 予防接種法による予防接種の実施及び給付の支給等に関する事務であって上記主務省令で定めるもの 予防接種に関する記録及び給付の支給に関する情報	事後	・法改正に基づく軽微な修正 ・他項目と文言を統一する変更のため、リスク変動なし
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	番号法別表第二 115の2の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 予防接種履歴	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の25の項、26の項、153の項、154の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって上記主務省令で定めるもの 予防接種に関する記録	事後	・法改正に基づく軽微な修正 ・他項目と文言を統一する変更のため、リスク変動なし
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	委託先3	-	事前	
令和6年9月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキiosk端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	-	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御されている。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	①本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。 ②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に登録されている事項等を確認するなどの方法により行う。 ③個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村住基CSIにおいて職員が本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	①本人から個人番号の提供を求める場合 番号法、番号法施行令及び番号法施行規則の規定に基づき、個人番号カードを確認する等の方法により行う。 ②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法、番号法施行令及び番号法施行規則の規定に基づき、代理人の個人番号カードを確認する等の方法により行う。 ③上記に定める確認が困難な場合は、市町村住基CSIにおいて職員が本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	・法改正に基づく軽微な修正及び文言の修正 ・他項目と文言を統一する変更のため、リスク変動なし
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入不正であるリスク 個人情報の正確性確保の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑制する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入混じり紛失するリスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 ・また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入混じり紛失するリスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市区町村が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。		事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市区町村が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。		事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 ・当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。		事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 ・当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。		事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期的に及び必要に応じ随時に確認する。		事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理庫等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理庫に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。		事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク 4. 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコピー交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。		事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞	なお、主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	なお、主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨技術的対策 その内容 再発防止策の内容	発生なし	発生あり その内容 別紙のとおり 再発防止策の内容 別紙のとおり	事後	保護評価指針の改正を踏まえた軽微な修正
令和6年9月19日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	ー	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①監査 具体的なチェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	ー	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	ー	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅳその他のリスク対策 2. その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	ー	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和6年9月19日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	さいたま市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和6年9月19日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健衛生局保健所疾病対策課 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-840-2211 FAX番号: 048-840-2230 保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-767-7397 FAX番号: 048-840-2210	保健衛生局保健所感染症対策課 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-840-2211 FAX番号: 048-840-2230	事後	軽微な修正
令和7年2月19日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	保健システム	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	6件	7件	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	富士通Japan株式会社	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	富士通Japan株式会社	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	ー	標準準拠健康管理システム構築・運用保守業務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	-	現行システムから標準単独健康管理システムへのデータ移行、標準単独健康管理システム本稼働後の運用保守 等	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	-	特定個人情報ファイルの全体	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	-	100万人以上1,000万人未満	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	-	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	-	システムの構築・運用保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ③委託先における取扱者数	-	10人以上50人未満	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ④委託先へお特定個人情報ファイルの提供方法	-	[○]その他(特定個人情報ファイルの提供はしていないが、必要に応じて本市指定の保守作業場所にて、システムの直接操作を認めている。	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	-	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	-	構築業務:富士通Japan株式会社 運用保守業務:委託先事業者未定(今後調達予定)	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 再委託 ⑦再委託の有無	-	再委託する	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 再委託 ⑧再委託の許諾方法	-	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾書」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 再委託 ⑨再委託事項	-	システムパッケージ著作権に係る部分	事前	
令和7年2月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・委託医療機関から提出された予診票を保健システムへ取込む際に、入力作業員が予診票に記載された個人情報コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。 ・委託医療機関から提出された予診票を保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)へ取込む際に、入力作業員が予診票に記載された個人情報コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。	・委託医療機関から提出された予診票を保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)へ取込む際に、入力作業員が予診票に記載された個人情報コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。	事前	
令和7年2月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2 リスクに対する措置の内容	保健システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)を利用する必要がある職員に対して、個人ごとID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。	事前	
令和7年2月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2 リスクに対する措置の内容	・保健システムは基幹システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。 ・提出された予診票については、提出後、職員が全件確認および入力し、保管については、施錠された部屋へ保管している。 ・確認および入力の際は、複数人数で行っている。 ・保健システム利用時は操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。	・保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)は基幹システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。 ・提出された予診票については、提出後、職員が全件確認および入力し、保管については、施錠された部屋へ保管している。 ・確認および入力の際は、複数人数で行っている。 ・保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)使用時は操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から保健システム情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	富士通Japan株式会社	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	ガバメントクラウドに関する記載なし	①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC7001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	
令和7年2月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	過半媒体	可搬媒体	事後	文言の修正
令和7年2月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に固しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和7年2月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜さいたま市における措置＞ ①不正プログラム対策: コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②不正アクセス対策: 不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。	＜さいたま市における措置＞ 【不正プログラム対策】 ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。 【不正アクセス対策】 ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。	事後	文言の修正
令和7年2月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】)(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和7年2月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑧死者の個人番号 具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	事後	文言の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 7.特定個人情報の保管・消 去 リスク3:特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク 消去手順 手順の内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等 に準拠したプロセスにしたがって確実にデータ を消去する。	事前	
令和7年2月19日	Ⅳその他のリスク対策 ②監査 具体的な内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報シス テムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録 されたクラウドサービスから調達することとし ており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事 業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録さ れた監査機関による監査を行うこととしてい る。	事前	
令和7年2月19日	Ⅳその他のリスク対策 3.その他のリスク対策	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱い については、地方公共団体及びその委託を受 ける事業者又はガバメントクラウド運用管理補 助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーション の運用等に障害が発生する場合は、ガバメ ントクラウドに起因する事象の場合は、国はク ラウド事業者で対応する。また、ガバメントク ラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団 体に業務アプリケーションサービスを提供する 事業者又はガバメントクラウド運用管理補助 者が対応する。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場 合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者 で協議を行う。	事前	
令和7年2月19日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ④個人情報ファイル簿の公 表	行っていない	行っている	事後	法改正に伴う変更であり、重 要な変更には該当しない。
令和7年2月19日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ④個人情報ファイル簿の公 表 個人情報ファイル名	記載なし	定期予防接種対象者ファイル、予防接種管理 台帳ファイル、コロナワクチン接種予診票情報 ファイル	事後	法改正に伴う変更であり、重 要な変更には該当しない。
令和7年2月19日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ④個人情報ファイル簿の公 表 公表場所	記載なし	当市のWebサイト (https://www.city.saitama.lg.jp/006/008/001/004/p096984.html)	事後	法改正に伴う変更であり、重 要な変更には該当しない。